新型コロナウイルス感染症傷病手当金フロー図

令和２年１月１日以降兵庫県建設国民健康保険組合の被保険者であり、新型コロナウイルス感染症に感染し、労務に服することができなかった。

組合員本人

医療機関を受診した。

- はい ↓
- いいえ → 支給対象外

４日以上休んでいる。（連続した３日間を待期期間とし、４日目から支給となります。）

- はい ↓
- いいえ → 支給対象外

・給与所得者である。かつ、
・待期期間経過後、４日目以降の休んだ期間に、給与の一部または全部の支払いを受けていない。

- はい ↓
  新型コロナウイルス感染症傷病手当金申請
  ＜必要書類＞
  ① 組合員記入用申請書
  ② 対象被保険者記入用申請書
  ③ 事業主記入用申請書
  ④ 医療機関記入用申請書
  ＜注意事項＞
  ・罹患したことにより労務に服することができなくなった日を起算日とするため、発症日・診断日と、起算日は一致しない場合があります。
  ・療養に対する給付となりますので、初診日以前を起算日とすることはできません。
- いいえ ↓
  建設国保傷病手当金申請
  （待期期間の起算日は初診日以降となります。）

家族被保険者

- はい ↓
- いいえ → 支給対象外

４日以上休んでいる。（連続した３日間を待期期間とし、４日目から支給となります。）

- はい ↓
- いいえ → 支給対象外

・給与所得者である。かつ、
・待期期間経過後、４日目以降の休んだ期間に、給与の一部または全部の支払いを受けていない。

- はい ↓
  新型コロナウイルス感染症傷病手当金申請
  ＜必要書類＞
  ①組合員記入用申請書
  ②対象被保険者記入用申請書
  ③事業主記入用申請書
  ④医療機関記入用申請書
  ＜注意事項＞
  ・罹患したことにより労務に服することができなくなった日を起算日とするため、発症日・診断日と、起算日は一致しない場合があります。
  ・療養に対する給付となりますので、初診日以前を起算日とすることはできません。
- いいえ → 支給対象外

建設国保に加入していない家族

支給対象外

給付が受けられるかご加入の保険者へお問い合わせください。